

政令第五十五号

公認心理師法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年三月十五日とする。